

裁 決

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

審査請求人 ■■■■■■■■■■

処分庁 ■■■市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成28年9月30日付けで提起した保護廃止処分に対する審査請求（以下「本件審査請求1」という。）、費用返還決定に対する審査請求（以下「本件審査請求2」という。）及び保護申請却下決定に対する審査請求（以下「本件審査請求3」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 ■■■市福祉事務所長が請求人に対して行い、平成■■■年■■■月■■■日付け■■■■■■■■■■号で通知した保護廃止決定を取り消す。
- 2 ■■■市福祉事務所長が請求人に対して行い、平成■■■年■■■月■■■日付け■■■■■■■■■■号で通知した費用返還決定を取り消す。
- 3 その余の審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 本件審査請求1は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第26条の規定による保護廃止決定（平成■■■年■■■月■■■日付け■■■■■■■■■■号（以下「本件廃止通知書」という。）で請求人に通知。以下「本件廃止決定」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、本件廃止決定の取消しを求めた事案である。
- 2 本件審査請求2は、処分庁が、法に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第63条の規定による費用返還決定（平成■■■年■■■月■■■日付け■■■■■■■■■■号で請求人に通知。以下「本件返還決定」という。）を行ったところ、請

求人がこれを不服として、本件返還決定の取消しを求めた事案である。

- 3 本件審査請求3は、本件廃止決定により保護を廃止された請求人が、平成28年9月5日、処分庁に対し、法に基づく保護開始申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、本件申請を却下する決定（**■**月**■**日付け**■**号で通知した。以下「本件却下決定」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として、本件却下決定の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件廃止決定、本件返還決定及び本件却下決定を取り消すことを求める。

(2) 請求の理由

ア 本件審査請求1及び本件審査請求2について

平成28年8月29日、処分庁から本件廃止決定の連絡を受け、同月12日に申請を行い生活保護開始となり受け取った48,929円の返還について不服がある。

本件廃止決定となった理由については、本件廃止通知書にも記載があるように請求人の本人の預貯金が判明したためとある。

こちらについては、請求人の父（以下「請求人父」という。）が請求人名義の口座を勝手に作成し、両親の今後の生活資金にあてるために貯蓄されたおよそ**■**円の預金である。

当口座の名義人である請求人自身は預金の存在を知るはずもなく、入出金はおろか金額も知らず、当時の担当したケースワーカーから言われた**■**円の口座に対しては、晴天の霹靂である。

今回添付した請求人父直筆の申立書には、口座を作る経緯、実質上口座を管理及び所持していた請求人父に預金の手続上明確な管理者になってもらうべく預金の移動をしたことなどが記されている。

これらを踏まえて、平成28年8月29日に決定した請求人本人の口座所持による48,929円の返還については拒否ができるのではない

かと考えている。

もし■■■■■円の口座を請求人本人が所持しているのであれば、小出しに生活資金や趣味、遊びに対しての出金は間違いなくすると思われるのと、生活できる預金がありながらわざわざ生活保護の申請を行うというのは一般的に考えにくい。

預金口座の入出金履歴の分かるものに関しては、処分庁にてコピーを取ったので参照願いたい。

49, 929円の返還免除を希望する。

イ 本件審査請求3について

平成28年9月5日に本件申請を行った結果、同月21日処分庁から通知された本件却下決定について不服がある。

本件却下決定の通知書に記載されている却下理由より抜粋して、請求人の考えや実際における請求人の現在の状況等を知っていただきたく思う。

まず、「あなたの父■■■■■氏の申立書によると、あなたの将来のために20年間かけて貯蓄したものであると記載されておりました。」と却下理由に記載があるが、同月5日の本件申請にあたって提出した請求人父直筆の申立書の内容を誤った考えで捉えており、こちらに関しては、同時に添付し、再度詳しく記入してもらった請求人父による直筆の申立書に記載があるが、請求人本人のみへの貯蓄ではなく家族への貯蓄であり、現在は請求人の両親夫婦の生活資金である。一人暮らしを始めた現在の請求人には一切の関係がなく、あたかも請求人個人へ渡すためだけに貯蓄したような記載があるが、間違いであり、このたび添付した内容が請求人父の意向に沿うものだと考えている。もし請求人個人への貯蓄と考えるのであれば、1度目の生活保護申請時において扶養を断ることなく扶養を申し出ることと考えるのが一般的ではないかと考えている。

次に、「あなたは就労先が決まっており、今後、安定した収入を得て、生活保護廃止になることが想定されています。よって、生活保護受給したとしても生活保護費が僅少になることが考えられます。」と却下理由に記載があるように、現在就労先が決まっている。しかし、当面の給与は最低

生活費に届くことのない手取額であり、保護の受給対象にならないよう現在努力はしているものの、却下理由に記載されている「保護廃止が想定される」という確証は一切ない。なぜ不確かな未来を想像で決めつけ、「保護費が僅少」であるなしにかかわらず、生活に困窮した現在、手を差し伸べず突き放す決断を処分庁がしたのか請求人自身考え難い。

次に、「この貯金は現在あなたの父の口座に全額振り込まれておりますが、本来、この貯金については、あなたの生活に充てるものであり、資産を活用していないものと考えられます。そのため、生活保護法第4条の1項に基づき、生活保護申請を却下とします。」と記載がある。記載のある「現在あなたの父の口座に全額振り込まれている」というものは、添付した申立書にも記載されているが、実質的な管理者を手續上明確にするために移動させたものである。そもそも「振り込まれている」という表現を使用すること自体が間違いであり、現に、請求人父が、請求人名義の預金口座から本来の実質的管理者である請求人父名義の口座へ「移動」したものである。

そして、記載のある「本来、この貯金については、あなたの生活に充てるものであり、資産を活用していないものと考えられます。」の意味について理解しかねている。理由に関しては、「本来」という言葉の使い方では、およそ■■■■の預金を請求人本人が実質的に管理している状況下で使用する言葉ではと考えている。しかし、述べているとおり、実質的管理者は請求人父であり、保護申請者である請求人自身は、管理はおろか承知もしていなかったので、請求人自身の捉え方では、預金の実質的管理を明確にすべく請求人父の口座へ移動したにも関わらず、実質的預金の管理者は請求人自身なのではないかという処分庁からの「疑い」又は処分庁から請求人父へ扶養の「強要」にあたるのではないかと考えている。

これらを踏まえて、「生活保護法第4条の1項に基づき、生活保護申請を却下とします。」という却下理由は妥当ではなく、請求人自身の生活状況、資産状況などを見ても、生活保護を受ける権利はあるものと確信している。

本件却下決定を取り消し、生活保護を受給できるよう手續を早急に進

めていただきたい。

2 処分庁の弁明

(1) 本件審査請求1について

本件廃止決定に関しては、請求人名義の銀行口座及び預貯金であることから、保護の要否判定を行い、預貯金が最低生活費を上回ることから保護を要しないとして、保護廃止を通知している。

これは、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第10の12)答2(2)「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する」に基づきなされた適法かつ適正な処分である。

よって、本件審査請求1を棄却するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求2について

請求人が本件審査請求2で希望する48,929円の返還免除に関しては、保護申請時に請求人より申告がなく、保護申請時に行った法第29条の預貯金調査により、請求人が把握していなかった預貯金が判明したことから、生活保護手帳別冊問答集2016問10-6-2答に基づき、法第63条によってなされた適法かつ適正な処分である。

よって、本件審査請求2を棄却するとの裁決を求める。

(3) 本件審査請求3について

本件審査請求3については、処分庁が行った本件却下決定が不当である、との認識であるようである。

しかし、本件却下決定は、法の規定に基づく処分であり、何ら違法又は不当なものではない。

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、いわゆる保護の補足性、すなわち、法による保護は、自らの力で最低限度の生活を維持することができない場合に行われるべきものであることを定めたものである。本件の場合においては、請求人の資産を活用することによって、保護の補足性を利用する必要はないものと考えられる。

以上のことから、請求人に対する本件却下決定は適法かつ適正である。

理 由

1 本件審査請求1について

(1) 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)アのとおり主張しており、要するに、請求人は、請求人名義のゆうちょ銀行の口座を管理しておらず、請求人名義の預貯金があることを理由に本件廃止決定を行うことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

(2) 認定事実

- ア 請求人() (生) 名義のゆうちょ銀行貯金口座(記号番号)。以下「本件口座」という。)は、) に新規で開設された。
- イ 請求人及び請求人父は、平成11年から平成13年までの間に、) 市に転居し、請求人父は、平成29年2月17日に至るまで同市に居住していた。
- ウ 請求人は、平成17年3月に木更津市内の高校を卒業したところ、同年2月() 歳) から平成19年10月() 歳) まで、) 店でアルバイトをして収入を得ていた。
- エ 本件口座(通常貯金)には、平成17年5月から平成18年6月までの間、ほぼ毎月(平成17年12月には) 円が2回入金されており、平成18年1月には入金はない。)) 円(同年5月は) 円) の入金がされていた。
- オ 木更津税務署は、平成18年7月13日に、本件口座(通常貯金)に) 円を送金した。
- カ 本件口座(通常貯金)には、平成18年8月から同年12月までの間、毎月) 円が入金されていた。
- キ 本件口座(定額貯金)には、平成19年3月22日及び同月23日の2回、) 郵便局において、各) 円(合計) 円) が定額貯金として預け入れられた。

ク 請求人は、遅くとも平成26年7月以降、本件処分に至るまで、
市に居住していた。

ケ 本件口座は、平成26年9月5日、
新通帳へ繰越の手続がなされた。

コ 本件口座（通常貯金）には、平成27年10月8日、
円が入金された。

サ 請求人（単身世帯）は、平成28年8月12日、処分庁に対し、法に基
づく保護開始の申請をした。

シ 前記サの当時、請求人が保有していた現金は、
円であり、また、請求人は、無職で収入を得ていなかった。

ス 処分庁は、平成28年8月26日、請求人に対し、法に基づく保護の
開始の決定をした。

セ 処分庁が、法第29条の規定により、請求人の資産調査を行ったところ、平成28年8月29日に、請求人名義の次の預貯金口座が存在していることが判明した。

(ア) 本件口座（同月21日時点）

- a 通常貯金 円
- b 定額貯金（元金） 円
- c a及びbの合計額 円

(イ) 三菱東京UFJ銀行口座（同月26日時点）

普通預金 円

(ウ) 楽天銀行口座（平成28年9月8日時点）

普通預金 円

(エ) 千葉信用金庫口座（同年9月1日時点） 円

ソ 前記キの定額貯金は、平成28年9月1日に、袖ヶ浦のぞみ野郵便局
において払戻しされた。

なお、ゆうちょ銀行における定額貯金の払戻しには、届出印が必要である。

タ 処分庁は、平成28年9月2日、請求人に対し、前記セ（ア）の貯金
円（以下「本件貯金」という。）があることが判明

したことを理由に、廃止時期を同年8月29日として、本件廃止決定をした。

なお、請求人の最低生活費は、基準生活費75,840円と住宅扶助費40,000円の合計である115,840円である。

チ 請求人は、平成28年9月30日、千葉県知事に対し、請求人父作成に係るおおむね次の内容の同月28日付け書面を提出した。

(ア) 本件貯金は、請求人には開示しておらず、請求人は、本件口座の存在すら認識していない。

(イ) これは、家族の将来と健康を祈念し、請求人の誕生後間もなく口座を開設し、約20年間貯め続けてきたもので、我々の生活維持のための準備金とした貯蓄である。

(ウ) 請求人の結婚に際し貯蓄を渡す考えは少々あるが、現在は、請求人の両親の生活資金としての活用を主としており、請求人自身に結婚の予定はないことから、請求人への貯蓄譲渡の予定は一切なく、貯蓄から扶養する考えもない。

ツ 請求人父は、本件口座に関する審理員の質問に対し、平成28年12月2日付け陳述書において、おおむね次の内容を回答した。

(ア) 平成18年7月13日に行われた [] 円の木更津税務署による送金は、確定申告による税の還付金である。

(イ) 20年間積み立ててきたものであり、都度定期へ振替え等を行っている。また、同時期学資保険も積み立てたので、その断片等も入っていると推定。

テ 請求人は、本件口座の通帳及び届出印の管理に関する審理員の質問に対し、平成28年11月26日付け「質問に対する回答書」において、「請求人父の管理であり、請求人は一切把握していない。」との旨を回答した。

ト 請求人は、本件口座の金銭の移動に関する審理員の質問に対し、平成28年12月5日付け「質問に対する回答書」において、「請求人父による移動のため不明」との旨を回答した。

ナ 請求人父は、前記ツ(ア)の木更津税務署からの送金に関する審理員

の質問に対し、平成29年2月17日付け陳述書において、おおむね次の内容を回答した。

(ア) 請求人は、高校卒業し就職進学をせず趣味活動の継続を選択し、請求人父の扶養家族として残り経済的独立はしなかった。

(イ) 請求人はアルバイトに精を出し生活費を稼いでおり、持参した平成17年度源泉徴収票に過度の税徴収が行われていた。

(ウ) 請求人の還付税額については、請求人が扶養家族であることを理由に請求人父の確定申告書に請求人の確定申告分を併合し申告したが、誤りであると指摘を受け、請求人と請求人父の2名分の確定申告書を提出し直した。

(エ) 請求人父は、請求人に対し、初回の申告時の源泉徴収票を預かる際は一緒に提出することを伝えたが、再申告時は何も伝えず曖昧にしている。

(オ) 本件口座の存在は、この時期は特に請求人には極秘扱いにしている。

(カ) 本件口座の入金■■■■円の記載は、請求人から徴収した家賃を請求人に内緒で全額返金した天引き貯蓄の記録である。

(3) 法の仕組み

ア 保護の実施について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ(法第4条第1項)、具体的には、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる(法第8条)。

そして、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない(法第26条)。

この点、世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、保護を要しなくなった日から保護の廃止を行うことを

原則とするとされている（課長通知第10の問12の答2（2））。

イ 貯金債権の帰属について

普通預金債権の帰属については、普通預金は一般的に頻繁な入金及び払戻しが予定されることから、当該預金口座の通帳及び届出印の保管者、当該預金口座の開設者並びに当該預金口座の名義人のほか、当該預金口座への入金及び当該預金口座からの払戻しを行っていた者などの事情を考慮して判断するとされている（最高裁平成15年2月21日第二小法廷判決参照）。

また、定額貯金債権の帰属については、定額貯金は一定程度まとまった金額を預け入れることが一般的であることから、当該貯金証書（通帳）及び届出印の保管者並びに当該貯金の預入手続を行った者のほか、当該貯金の出捐者などの事情を考慮して判断するとされている（東京地裁平成28年1月28日判決及び同地裁平成27年7月15日判決参照）。

なお、金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単なる価値そのものと考えべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かにかかわらず、価値の帰属即ち金銭の所有者とみるべきものであるとされている（最高裁昭和39年1月24日第二小法廷判決参照）。

(4) あてはめ

ア 保護の廃止について

保護の廃止は、前記（3）アのとおり、世帯における収入の増加等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続することが認められるときに行うことが原則であるとされている。

これを本件についてみると、請求人の最低生活費は、前記（2）タのとおり、合計で115,840円（基準生活費75,840円+住宅扶助費40,000円）であることが認められるところ、処分庁は、前記（2）タのとおり、本件廃止決定の当時、請求人が本件貯金を有していたとして、請求人の保護を廃止したことが認められる。

この点について、請求人は、本件貯金の所有者は請求人ではなく、請求人父である旨主張しており、仮に請求人の主張のとおりであれば、本件廃止決定は違法となる余地があるので（請求人は、本件廃止決定の当時、無職であり、前記（２）シ並びにセ（イ）、（ウ）及び（エ）のとおり、保護開始時点では現金等として■■■■円しか有していなかったことからすれば、本件貯金を除けば、請求人が最低生活費のおおむね６か月を超える資産を有していなかったことは明らかである。）、以下、本件貯金の帰属について、検討する。

イ 本件貯金の帰属について

（ア）前記（２）セ（ア）aの通常貯金（■■■■円）について

前記（２）アのとおり、本件口座の名義は請求人ではあるが、本件口座が開設されたのは、■■■■であるところ、請求人の生年月日が■■■■であり、本件口座開設時に請求人が未だ０歳であったことを考慮すると、本件口座を開設した者は、請求人父その他の家族であると推認することが合理的であり、このことは前記（２）チ（イ）の請求人父の申立内容とも整合性がある。

そうすると、本件口座を開設し、本件口座に係る通帳及び届出印を管理していたのは、請求人父が申し立てるとおり、請求人父であると解すべきである。

また、前記（２）エ及びカのとおり、平成１７年５月から平成１８年１２月にかけて、本件口座にほぼ毎月約■■■■円の入金が行なわれていることが認められ、かかる事実は、前記（２）ナ（カ）のとおり、当時、請求人父が家賃として請求人から月■■■■円を受け取り、本件口座に入金していたとする請求人父の回答と一致していることから、請求人父の回答は信用でき、この当時においても、請求人父が、本件口座の通帳等を管理し、本件口座への入金を行っていたと合理的に推認できる。

加えて、前記（２）ケ、コ及びソのとおり、平成２６年９月５日の繰越手続、平成２７年１０月８日の入金及び平成２８年９月１日の払

戻し（届出印が必要）は、いずれも[REDACTED]郵便局で行われているところ、前記（２）イ及びクのとおり、当時、請求人父が[REDACTED]市に居住していたのに対し、請求人が[REDACTED]市に居住していたことを考慮すると、この当時においても、請求人父が本件口座の通帳及び届出印を管理し、本件口座への入金及び本件口座からの払戻しを行っていたと合理的に推認できる。

以上を総合考慮すると、本件口座の名義人は請求人であるものの、本件口座に係る通常貯金の債権者は、請求人ではなく、請求人父であると解すべきである。

なお、前記（２）オのとおり、本件口座には、平成18年7月に木更津税務署から送金がなされているところ、前記（２）ナ（ア）から（ウ）までの請求人父の回答内容によれば、当該送金は、前記（２）ウのとおり請求人が当時行っていたアルバイトで得た収入に係る税金の還付金（以下「本件還付金」という。）であると認められるから、本件還付金それ自体としては、請求人に対し還付されたものである。

しかし、前記（３）イのとおり、金銭については、それをいかなる理由によって所得したか、又はその占有を正当づける権利を有するか否かにかかわらず、金銭を現実的に占有している者を所有者とみるべきであるから、請求人父が管理する本件口座に振り込まれた本件還付金も、請求人父が所有するものと認められる。

(イ) 前記（２）セ（ア）bの定額貯金（[REDACTED]円）について

前記（２）セ（ア）bの定額貯金が預け入れられた前記（２）キの当時、請求人は、[REDACTED]歳という若年で、かつ、前記（２）ウのとおり、高校卒業後、コンビニエンスストアでアルバイトをしていたものであり、かかるアルバイトでは一般的には安定した収入を得ることは困難と考えられることから、当時の請求人が[REDACTED]円もの出捐をすることは困難であると推認される。

この点、請求人父は、前記（２）チ（イ）及びツ（イ）のとおり、本件口座を請求人の誕生後間もなく開設し、約20年間貯め続けてき

た、20年間積み立ててきたものを都度定額貯金に入金していたなどと主張しており、前記(ア)のとおり、この当時、請求人父が本件口座の通帳等を管理していたと認められることも併せ考慮すると、請求人父が、[REDACTED]円を出捐し、預入手続を行った者と推認することが合理的である。

以上によれば、本件口座に係る定額貯金の債権者も、請求人ではなく、請求人父であると解すべきである。

(ウ) そうすると、請求人は、本件廃止決定当時において、本件貯金の債権者ではなかったと認めるのが相当であり、請求人は、当該[REDACTED]円を資産として有していなかったと言わざるを得ない。

したがって、請求人が本件貯金を所有しているとして請求人の保護を廃止した本件廃止決定は、請求人の資産について認定を誤った点において違法であり、取消しを免れない。

2 本件審査請求2について

(1) 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)アのとおり主張しており、要するに、請求人は、請求人名義のゆうちょ銀行の口座を管理しておらず、請求人名義の貯金があることを理由に本件返還決定を行うことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

(2) 認定事実

ア 処分庁は、平成28年8月26日、請求人に対し、法に基づく保護の開始の決定をし、請求人に対し、同月分保護費48,929円を支給した。

イ 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、請求人に対し、法第63条の規定により次の内容の本件返還決定をした。

(ア) 返還決定額 48,929円

(イ) 資力発生日 平成28年8月12日(保護開始日)

(ウ) 資力発生日以降に保護に要した費用 48,929円

(対象期間 平成28年8月12日から平成28年8月31日 医療費はなし)

(エ) 保護申請時にゆうちょ銀行に貯金があることが判明したため

(3) 法の仕組み

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

しかし、資産等はあるとしても、すぐにはその活用ができず、急迫した事由がある場合に、必要な保護が行われることが妨げられるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

なお、同条の「資力」とは、同法第4条第1項の「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」と同義である（平成25年12月13日大阪高裁判決）。

(4) あてはめ

これを本件返還決定についてみると、請求人が本件貯金の債権者ではないことは前記1(4)イのとおりであり、請求人の保護開始時の資産が、前記1(2)シ、セ(イ)、(ウ)及び(エ)のとおり、現金■■■■円と預貯金■■■■円を合算した■■■■円に過ぎず、その他に請求人が資産を有している事情も見当たらなかったことからすれば、本件返還決定の当時、請求人が有していた資産は、最低生活費未満の額であったことは明らかであるから、請求人について「資力がある」とは認められない。

よって、処分庁が、前記(2)ア及びイのとおり、本件貯金があることを理由として、請求人に支給した保護費48,929円について、法第63条の規定により本件返還決定をしたことは、請求人の資産の認定を誤った点において違法なものであり、取消しを免れない。

3 本件審査請求3について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる旨

規定されている。

そして、ここでいう「不服がある者」とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決参照）。

(2) これを本件についてみると、請求人の保護は、本件廃止決定が本裁決で取消されその効力が失われたことにより、なお継続していることになる。

また、本件却下決定は、請求人の再度の保護開始の申請についてこれを却下するとの処分であって、請求人の保護が同却下決定により覆ることもない。

そうすると、請求人の保護が継続している以上、請求人が本件却下決定の取消しを求める法律上の利益は、最早、失われたと言わざるを得ない。

したがって、本件審査請求3は、不適法であり、却下を免れない。

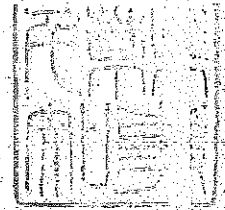
(3) なお、請求人が本件申請をした当時は、請求人の保護は廃止されており、本件審査請求3の提起時点では、請求人が本件却下決定の取消しを求める法律上の利益はあったから、請求人の主張に鑑み、本件却下決定について付言する。

ア 本件却下決定は、請求人からの本件申請に対し、請求人が活用すべき本件貯金を有していること、仮にそれが活用できないとして、請求人を保護するとしても給付する生活保護費が僅少になることを理由に申請を却下するとしたものである。

イ しかし、本件貯金が、請求人の資産とは認められないことは、前記1のとおりであり、また、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであるから（法第8条）、給付する生活保護費が僅少になるなどという理由で申請を却下することが許されないことは自明である。

したがって、本件審査請求3の提起時点では、本件却下処分は違法であり取消しを免れないものであったというほかない。

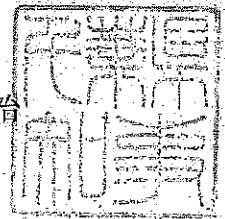
4 結論



以上のとおり、本件審査請求1及び本件審査請求2は理由があるから、行
審法第46条第1項を適用し、本件審査請求3は不適法であるから、同法第
45条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成29年3月28日

千葉県知事 鈴木 栄 治



(教示)

- 1 この裁決のうち、却下の部分に不服がある場合には、この裁決があったこと
を知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して、この裁
決について再審査請求をすることができます(なお、この裁決があったことを
知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決の日の翌日か
ら起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この裁決のうち、却下の部分に不服がある場合には、この裁決があったこと
を知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として(訴訟にお
いて千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、この裁決の取消しの訴
えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年
を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなしま
す。)

ただし、前記1の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の取消しの
訴えを提起することができます(なお、当該再審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌
日から起算して1年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起すること
はできなくなります。)